報告第17号

令和6年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、令和6年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

	1			I		全	体	計 画					+	繪					LI/s	本六		(単位:円)
						左の財源内訳					I	実 # 0	727	ta ∌¤			I	比	較	∌ □		
		項	事業名			特定財源			, ri ii/.		┥ ト	左の財源内訳 特定財源			has shall dot? 1	左の財源内訳 特定財源						
	款			年度	年割額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	一般財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	年割額と 支出済額 の差	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			清掃セン	5	0	-	-	0	0	-	0	-	-	0	0	0	0	=	=	0	0	0
4	衛生費	2 清掃費	ター施設整	6	169, 600, 000	-	-	127, 200, 000	42, 400, 000	=	149, 600, 000	-	-	112, 200, 000	29, 502, 000	7, 898, 000	20, 000, 000	=	=	15, 000, 000	12, 898, 000	△ 7, 898, 000
			備事業	計	169, 600, 000	-	-	127, 200, 000	42, 400, 000	-	149, 600, 000	-	-	112, 200, 000	29, 502, 000	7, 898, 000	20, 000, 000	-	-	15, 000, 000	12, 898, 000	△ 7,898,000
				4	7, 000, 000	3, 500, 000	-	=	=	3, 500, 000	0	0	=	=	_	0	7, 000, 000	3, 500, 000	=	=	=	3, 500, 000
	土木費		計都市計画策 定費	5	0	0	-	-	-	0	6, 787, 000	2, 700, 000	-	-	_	4, 087, 000	△ 6,787,000	△ 2,700,000	1	-	-	△ 4,087,000
0	上小貝	画費		6	5, 610, 000	2, 805, 000	-	-	-	2, 805, 000	4, 818, 000	2, 200, 000	-	-	_	2, 618, 000	792, 000	605, 000	1	-	-	187, 000
				計	12, 610, 000	6, 305, 000	-	=	-	6, 305, 000	11, 605, 000	4, 900, 000	-	-	_	6, 705, 000	1, 005, 000	1, 405, 000	-	-	-	△ 400,000
				5	122, 500, 000	-	-	122, 500, 000	-	0	26, 700, 000	-	-	26, 700, 000	-	0	95, 800, 000	-	-	95, 800, 000	-	0
		 教育総 務費 	地域防災施設整備事業	6	593, 642, 000	-	-	593, 600, 000	-	42, 000	653, 093, 000	-	-	653, 000, 000	-	93,000	△ 59, 451, 000	-	1	△ 59, 400, 000	-	△ 51,000
				計	716, 142, 000	-	-	716, 100, 000	-	42, 000	679, 793, 000	-	-	679, 700, 000	-	93, 000	36, 349, 000	-	=	36, 400, 000	-	△ 51,000
			学校給食セ	3	50, 490, 000	6, 434, 000	-	33, 900, 000	-	10, 156, 000	4, 200, 000	0	0	3, 100, 000	_	1, 100, 000	46, 290, 000	6, 434, 000	0	30, 800, 000	-	9, 056, 000
			ンター建設	4	794, 000, 000	131, 803, 000	ı	524, 200, 000	1	137, 997, 000	377, 570, 000	116, 532, 000	0	144, 700, 000	_	116, 338, 000	416, 430, 000	15, 271, 000	0	379, 500, 000	-	21, 659, 000
			事業(西部 学校給食セ	5	1, 991, 480, 000	369, 490, 000	1	1, 258, 900, 000	1	363, 090, 000	2, 454, 200, 000	300, 061, 000	0	1, 636, 800, 000	_	517, 339, 000	△ 462, 720, 000	69, 429, 000	0	△ 377, 900, 000	-	△ 154, 249, 000
1 0	教育費		ンター建設 事業)	6	437, 830, 000	0	-	328, 300, 000	-	109, 530, 000	436, 518, 468	0	10, 833, 000	327, 300, 000	-	98, 385, 468	1, 311, 532	0	△ 10, 833, 000	1, 000, 000	-	11, 144, 532
		6 保健体	:	計	3, 273, 800, 000	507, 727, 000	- :	2, 145, 300, 000	-	620, 773, 000	3, 272, 488, 468	416, 593, 000	10, 833, 000	2, 111, 900, 000	-	733, 162, 468	1, 311, 532	91, 134, 000	△ 10, 833, 000	33, 400, 000	-	△ 112, 389, 468
		育費	学校給食セ	3	3, 960, 000	-	-	-	-	3, 960, 000	2, 442, 000	-	-	-	_	2, 442, 000	1, 518, 000	-	=	-	-	1, 518, 000
			ンター建設 事業(西部	4	6, 930, 000	-	_	-	-	6, 930, 000	7, 554, 800	-	-	-	_	7, 554, 800	△ 624, 800	-	-	-	-	△ 624,800
			学校給食センター建設	5	4, 180, 000	-	-	-	-	4, 180, 000	5, 073, 200	-	-	-	_	5, 073, 200	△ 893, 200	-	-	-	-	△ 893, 200
			モニタリン	6	1, 000, 000	=	-	=	=	1, 000, 000	999, 900	-	=	=	_	999, 900	100	=	=	=	=	100
			グ事業)	計	16, 070, 000	-	-	-	-	16, 070, 000	16, 069, 900	-	-	-	_	16, 069, 900	100	-	-	-	-	100

参照条文

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋

(継続費)

第145条 (省 略)

- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度(継続費に係る歳出予算の金額の うち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがある場合に は、その繰り越された年度)が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自 治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。
- 3 (省略)

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(決算)

第233条 (省略)

 $2 \sim 4$ (省 略)

- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6、7 (省略)

報 告 第 1 8 号

令和6年度新居浜市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、令和6年度新居浜市水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

				全	体 計 画		実 績			比較			
款	項	事業名	年度		左の財源内訳		支払義務	左の財源内訳		年割額と支払義	左の財源内訳		
				年割額	国庫補助金	損 益 勘 定留 保資 金等	発生額	国庫補助金	損 益 勘 定留 保 資 金 等	務発生額の差	国庫補助金	損益勘定留保資金等	
			4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 資本的支出	1 建凯亚白弗	滝の宮送水場整備 事業	5	399, 895, 000	55, 770, 000	344, 125, 000	108, 464, 000	49, 301, 000	59, 163, 000	291, 431, 000	6, 469, 000	284, 962, 000	
1 貝本的文山	1 建放以及貨	事業	6	290, 105, 000	0	290, 105, 000	579, 797, 200	0	579, 797, 200	△ 289, 692, 200	0	△ 289, 692, 200	
			計	690, 000, 000	55, 770, 000	634, 230, 000	688, 261, 200	49, 301, 000	638, 960, 200	1, 738, 800	6, 469, 000	△ 4,730,200	

参照条文

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)抜粋

(継続費)

第18条の2 (省略)

2 管理者は、継続費に係る継続年度(継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条 第1項又は第2項の規定により繰り越したものがある場合には、その繰り越された年 度)が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書 類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地 方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しな ければならない。

3 (省略)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 (省 略)

2~5 (省略)

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定める その他の書類を併せて提出しなければならない。

7~9 (省略)

報 告 第 1 9 号

令和6年度新居浜市工業用水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、令和6年度新居浜市工業用水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市工業用水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

					全 体 計	画			実	績			比	較										
款	項	事業名	年度		左の財源内訳			支払義務	左の財源内訳			年割額と支払義	左の財源内訳											
				年割額	国庫補助金		損 益 勘 定 留保資金等	発 生 額	国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金等	務発生額の差	国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金等									
			4	231, 000, 000	42, 700, 000	50, 000, 000	138, 300, 000	0	0	0	0	231, 000, 000	42, 700, 000	50, 000, 000	138, 300, 000									
1 資本	1 建設	工業用水道 施設強靭化	5	160, 000, 000	31, 100, 000	50, 000, 000	78, 900, 000	211, 645, 000	37, 662, 379	0	173, 982, 621	△ 51,645,000	△ 6,562,379	50, 000, 000	△ 95, 082, 621									
的支出	改良費	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	6	0	0	0	0	134, 708, 000	30, 309, 300	0	104, 398, 700	△ 134, 708, 000	△ 30, 309, 300	0	△ 104, 398, 700
			計	391, 000, 000	73, 800, 000	100, 000, 000	217, 200, 000	346, 353, 000	67, 971, 679	0	278, 381, 321	44, 647, 000	5, 828, 321	100, 000, 000	△ 61, 181, 321									

参照条文

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)抜粋

(継続費)

第18条の2 (省略)

2 管理者は、継続費に係る継続年度(継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条 第1項又は第2項の規定により繰り越したものがある場合には、その繰り越された年 度)が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書 類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地 方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しな ければならない。

3 (省略)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 (省 略)

2~5 (省略)

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定める その他の書類を併せて提出しなければならない。

7~9 (省略)

報告第20号

令和6年度新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、令和6年度新居浜市公共下水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

				3	全 体 計	画			実	績			比	較	
款	項	事業名				左の財源内訳		支払義務		左の財源内訳		年割額と支払義		左の財源内訳	
			年度	年割額	国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金等	発生額	国庫補助金	企 業 債	損益 勘 定留保資金等	平割額と又払義 務発生額の差	国庫補助金	企 業 債	損益 勘定留保資金等
		雨水ポンプ	5	280, 000, 000	140, 000, 000	140, 000, 000	0	22, 278, 000	49, 500, 000	11, 100, 000	△ 38, 322, 000	257, 722, 000	90, 500, 000	128, 900, 000	38, 322, 000
1 資本 的支出	1 建設	場改築事業 (除塵機、 電気設備	6	134, 000, 000	67, 000, 000	67, 000, 000	0	391, 722, 000	157, 500, 000	195, 900, 000	38, 322, 000	△ 257, 722, 000	△ 90,500,000	△ 128, 900, 000	△ 38, 322, 000
		等)	計	414, 000, 000	207, 000, 000	207, 000, 000	0	414, 000, 000	207, 000, 000	207, 000, 000	0	0	0	0	0

参照条文

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)抜粋

(継続費)

第18条の2 (省略)

2 管理者は、継続費に係る継続年度(継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条 第1項又は第2項の規定により繰り越したものがある場合には、その繰り越された年 度)が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書 類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地 方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しな ければならない。

3 (省略)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 (省 略)

 $2 \sim 5$ (省略)

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定める その他の書類を併せて提出しなければならない。

7~9 (省略)

報告第21号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	3. 1	_
(11.86)	(16.86)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 表中の括弧内の数値は、それぞれの早期健全化基準である。
- 2 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「-」の記号は、赤字がないこと を表示している。
- 3 表中の将来負担比率の「-」の記号は、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)抜粋

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

 $2 \sim 7$ (省 略)

報告第22号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	
工業用水道事業会計	_	
公共下水道事業会計	_	(20.0)
渡海船事業特別会計	_	

備考 表中の「一」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)抜粋

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の 決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (省略)

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専決第7号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年7月14日

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 損害賠償の額 14万1,647円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和7年4月1日午前9時50分頃、市道又野筋線(又野一丁目7番17号地先路上)において、駐車のため後進していた小型自動車が道路側溝のグレーチング上を通過した際、当該グレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した。

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専決第8号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年7月22日

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 損害賠償の額 5万3,772円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)
- 3 事故の概要

令和7年5月20日午後3時5分頃、 (省 略) において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方カーポートの雨どいに接触し、損傷させた。

認定第1号

決算の認定について

令和6年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 令和6年度新居浜市水道事業会計決算
- 2 令和6年度新居浜市工業用水道事業会計決算
- 3 令和6年度新居浜市公共下水道事業会計決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 (省 略)

2、3 (省略)

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 (省略)

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定める その他の書類を併せて提出しなければならない。

7~9 (省略)

認定第2号

決算の認定について

令和6年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 令和6年度新居浜市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和6年度新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和6年度新居浜市平尾墓園事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和6年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(決算)

第233条 (省 略)

- 2 (省略)
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 (省 略)
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6、7 (省略)

議案第54号

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 指定する郵便局の名称
- (1)新居浜垣生郵便局
- (2)新居浜新田郵便局
- (3)新居浜中村郵便局
- (4) 新居浜外山郵便局
- 2 指定する郵便局において取り扱う事務
- (1)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(以下「法」という。)第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで。ただし、当該期間満了の2月前までに、新居浜市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13 年法律第120号) 抜粋

(郵便局の指定等)

- 第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。
- (1)~(4)(省略)
- 2 (省略)
- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定 しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければなら ない。
- 4、5 (省略)

議案第55号

新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制 定について

新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり制 定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例 (平成14年条例第31号) の一部を 次のように改正する。

第3条第10号中「第2条第11号」を「第2条第13号」に改め、同条第13号中 「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第28条第1項中「第27条」を「前条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用法令 条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第56号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に 改める。

- (1) 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例(平成26年条例第26号)第25条
- (2) 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26 年条例第27号)第12条
- (3) 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成26年条例第39号)第12条

附則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第57号

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成7年条例第2号) の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「この条」を「この条及び第18条の2」に改める。

第17条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)」 を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、新居浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第 5号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じな ければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2)出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る 申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 新居浜市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る 子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の 日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支 障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」 という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならな い。
- (1)対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3)対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱 いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 に伴い、出生時両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定す るため、本案を提出する。 新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員 の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用 される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第5号) の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第19条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を 「除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規

定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項 及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加え る。

(第2号部分休業の承認)

- 第20条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、 当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌 年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第20条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1)非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて 得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。 第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、 職員が第3項変更をしたときとする。

(新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 改正)

第2条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和43年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は 一部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項 第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの 間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の新 居浜市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第 1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」 とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、部分 休業の柔軟な取得を可能とする等のため、本案を提出する。

議案第59号

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(災害弔慰金等支給審查委員会)

- 第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議 するため、新居浜市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、調査審議を行う新居浜市災害弔慰金等 支給審査委員会を設置するため、本案を提出する。 新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例(平成27年条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表の1 温浴施設使用料金表の表中

「600円(65歳以上の者又は障害者 500円)」を 「700円(65歳以上の者又は障害者 600円)」に、 4,800円(65歳以上の者又は障害者 3,750円)」を 「5,600円(65歳以上の者又は障害者 4,800円)

」に、

```
    1人1回 400円

    1人1回 560円

    600円

    5,000円

    700円

    5,800円
```

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の1 温浴施設使用料金表の規定は、この条例の施行の日以後の使用 の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、 なお従前の例による。

提案理由

新居浜市観光交流施設の温浴施設使用料の額を改定するため、本案を提出する。

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算 (第3号)

令和7年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,719,617千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月2日 提出

新居浜市長 古川 拓 哉

歳入歳出予算補正 第1表

第1表 歳 入 歳 出 <u>歳 入</u> 款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		10, 670, 845	136, 418	10, 807, 263
	2. 国庫補助金	2, 855, 173	134, 454	2, 989, 627
	3. 委託金	24, 989	1, 964	26, 953
16. 県支出金		4, 061, 881	84, 188	4, 146, 069
	2. 県補助金	777, 362	82, 911	860, 273
	3. 委託金	369, 729	1, 277	371, 006
18. 寄附金		745, 500	1, 200	746, 700
	1. 寄附金	745, 500	1, 200	746, 700
19. 繰入金		1, 336, 781	△34, 552	1, 302, 229
	1. 基金繰入金	1, 336, 781	△34, 552	1, 302, 229
20. 繰越金		900,000	77, 910	977, 910
	1. 繰越金	900,000	77, 910	977, 910
22. 市債		4, 222, 800	18, 100	4, 240, 900
	1. 市債	4, 222, 800	18, 100	4, 240, 900
歳 入 合 計		54, 436, 353	283, 264	54, 719, 617

		1. 11	
ᆣ	144	<u> </u>	
历义	Щ		

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5, 951, 754	108, 885	6, 060, 639
	1. 総務管理費	4, 874, 069	95, 000	4, 969, 069
	3. 戸籍住民基本台帳費	333, 504	12, 608	346, 112
	5. 統計調查費	70, 608	1, 277	71, 885
3. 民生費	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	23, 166, 110	128, 025	23, 294, 135
	1. 社会福祉費	10, 831, 626	85, 063	10, 916, 689
	2. 児童福祉費	10, 202, 552	42, 962	10, 245, 514
4. 衛生費		5, 316, 986	4,000	5, 320, 986
	2. 清掃費	3, 630, 245	4,000	3, 634, 245
6. 農林水産業費		754, 618	2, 154	756, 772
	1. 農業費	488, 913	754	489, 667
	3. 水産業費	81, 132	1, 400	82, 532
8. 土木費		4, 665, 379	39,000	4, 704, 379
	2. 道路橋りょう費	1, 013, 345	20,000	1, 033, 345
	4. 港湾費	502, 823	9,000	511, 823
	5. 都市計画費	2, 289, 641	10,000	2, 299, 641
10. 教育費		5, 461, 465	1, 200	5, 462, 665
•	5. 社会教育費	1, 022, 949	1, 200	1, 024, 149
歳 出 合 計		54, 436, 353	283, 264	54, 719, 617

第2表 債務負担行為補正

追加

事項		期		間		限	度	額	
次期ごみ処理施設整備基本構想策定支援業務委託料	令	和	8	年	度				9,365

千円

第3表 地方債補正

変 更

					.,,			補	正 前			補	正 後	
	起	債	の	目	的		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
					`		千円		%	-	千円	0	%.	
港	湾	: 建	ł į	讥	事	業	138,800	(1) 普通貸借又は 証券発行による。 (2) 事業又は市財 政の都合により	年 4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資	借入先の融通 条件による。 ただし、必要 に応じ、据置期 間及び償還期限	146,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
防	災	; ×	† 3	策	事	業	1,368,900	翌年度に繰越し て借入れすることができる。	金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	を短縮し、若し くは繰上償還又 は低利に借り換 えることができる。	1,378,900	祖正明でいる	IIII E IIII C P 40	112211201-1-1-0
													5	
			計				4,222,800	_	_	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	4,240,900	_		

令和7年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,392,010千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日 提出

新居浜市長 古川 拓 哉

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1表 歳 入 歳 出 予 入 款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		0	2, 097	2, 097
	1. 国庫補助金	0	2, 097	2, 097
		•		
			9	
	v			
		, ,		
	,			
			,	
		* ,	,	
·			1	
歳 入 合 計		11, 389, 913	2, 097	11, 392, 01

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費	5 - P 1	247, 796	2, 097	249, 893
	1. 総務管理費	209, 101	2, 097	211, 198
		-		
歳 出 合 計		11, 389, 913	2, 097	11, 392, 010

千 円

議案第63号

令和7年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,304,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日 提出

新居浜市長 古川拓哉

第1表 歳入歳出予算補正

1表 歳 入 歳 出 予	項	補正前の額	補正額	計
款		1		
国庫支出金		3, 344, 854	19, 558	3, 364, 412
	1. 国庫負担金	2, 296, 651	19, 558	2, 316, 209
支払基金交付金		3, 462, 626	4, 211	3, 466, 83
	1. 支払基金交付金	3, 462, 626	4, 211	3, 466, 83
9				
		,		
			91	
		,		
			·	
			2 ,	· ·
		<i>y</i>	,	
		, w	-	
	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
				- ·
歳入合計		13, 281, 220	23, 769	13, 304, 98

表 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 諸支出金		5, 745	16, 125	21, 870
	1. 償還金及び還付加算金	5, 745	16, 125	21, 870
5. 基金積立金		. 0	7, 644	7, 644
	1. 基金積立金	0	7,644	7, 644
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		,	
	2		6	
			,	
	**	,		
			*	
		*		
			4 ()	
歳出合計		13, 281, 220	23, 769	13, 304, 989

議案第64号

令和7年度 新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

令和7年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,339,134千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日 提出

新居浜市長 古川 拓 哉

歳 入 歳 出 予 算 補 正 第1表

1表 歳 入 歳 出 予 <u>入</u> 款	項	補正前の額	補正額	計
. 国庫支出金		0	9, 341	9, 341
	1. 国庫補助金	0	9, 341	9, 34
				II
				** v
			8	
			P 1	
	*			
				1
				a .
				*
	,			
				*
歳 入 合 計		2, 329, 793	9, 341	2, 339, 13

千 匹

歳 出				千 円
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		62, 793	9, 341	72, 134
,	2. 徴収費	7, 057	9, 341	16, 398
				× - 1
*				
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
				*
歳 出 合 計		2, 329, 793	9, 341	2, 339, 134